

計算書類等に対する注記(法人全体用)

1.継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2.重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法……「該当なし」
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……「該当なし」
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車輛運搬具、器具及び備品……定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
 - 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—県社会福祉協議会への共済掛金預け金支出額を
退職給付引当金に計上
 - ・賞与引当金—翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に
帰属する支給見込額を賞与引当金に計上
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

3.重要な会計方針の変更

「該当なし」

4.法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設退職手当共済法(昭36法律第155号)に定める退職共済
若しくは中小企業退職金共済制度

5.法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (4) 公益事業における拠点区分内訳表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 寿光園拠点区分(社会福祉事業)
 - 「法人本部サービス区分」
 - 「特別養護老人ホーム寿光園サービス区分」
 - 「老人短期入所事業サービス区分」
 - 「デイサービスセンター寿光園サービス区分」
 - イ 居宅拠点区分(公益事業)
 - 「寿光園居宅介護支援事業サービス区分」

6.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	42,946,700	0	0	42,946,700
建物	328,406,613	58,798,814	21,938,327	365,267,100
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	371,353,313	58,798,814	21,938,327	408,213,800

7.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等
特別積立金の取崩し

「該当なし」

8.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	42,946,700円
建物(基本財産)	365,267,100円
計	408,213,800円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	16,000,000円
計	16,000,000円

9.固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地	42,946,700	0	42,946,700
建物(基本財産)	1,180,252,113	814,985,013	365,267,100
建物	19,301,523	6,321,453	12,980,070
構築物	31,728,967	25,905,486	5,823,481
車輛運搬具	2,531,935	2,531,933	2
器具及び備品	112,426,602	91,627,509	20,799,093
有形リース資産	23,796,000	16,710,289	7,085,711
権利	2,451,600	0	2,451,600
合計	1,415,435,440	958,081,683	457,353,757

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	73,584,841	0	73,584,841
未収金	0	0	0
合計	73,584,841	0	73,584,841

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

12.関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13.重要な偶発債務

「該当なし」

14.重要な後発事象

「該当なし」

15.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1)『平成25年度から「社会福祉法人会計基準」(平成23年7月27日 厚生労働省局長連名通知)を採用している』

計算書類等に対する注記(寿光園拠点区分用)

1.重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 「該当なし」
 - ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……「該当なし」
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車輛運搬具、器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
 - 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—県社会福祉協議会への共済掛金預け金支出額を退職給付引当金に計上
 - ・賞与引当金—翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金に計上
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

2.重要な会計方針の変更

「該当なし」

3.採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設退職手当共済法(昭36法律第155号)に定める退職共済若しくは中小企業退職金共済制度

4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 寿光園拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊿))
 - ア 法人本部
 - イ 特別養護老人ホーム寿光園
 - ウ 老人短期入所事業
 - エ デイサービスセンター寿光園
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊿))
 - ア 法人本部
 - イ 特別養護老人ホーム寿光園
 - ウ 老人短期入所事業
 - エ デイサービスセンター寿光園

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	42,946,700	0	0	42,946,700
建物	328,406,613	58,798,814	21,938,327	365,267,100
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	371,353,313	58,798,814	21,938,327	408,213,800

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等
特別積立金の取崩し

「該当なし」

7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	42,946,700円
建物(基本財産)	365,267,100円
計	408,213,800円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	16,000,000円
計	16,000,000円

8.固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地	42,946,700	0	42,946,700
建物(基本財産)	1,180,252,113	814,985,013	365,267,100
構築物	31,068,490	25,470,674	5,597,816
車輛運搬具	1,823,850	1,823,849	1
器具及び備品	112,426,602	91,627,509	20,799,093
有形リース資産	23,796,000	16,710,289	7,085,711
権利	2,451,600	0	2,451,600
合計	1,394,765,355	950,617,334	444,148,021

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	70,981,391	0	70,981,391
未収金	0	0	0
合計	70,981,391	0	70,981,391

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11.重要な後発事象

「該当なし」

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1)『平成25年度から「社会福祉法人会計基準」(平成23年7月27日 厚生労働省局長連名通知)
を採用している』

計算書類等に対する注記(居宅拠点区分用)

1.重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法 「該当なし」
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法……「該当なし」
- (3)固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに構築物、車輛運搬具、器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
 - 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- (4)引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—県社会福祉協議会への共済掛金預け金支出額を退職給付引当金に計上
 - ・賞与引当金—翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金に計上
- (5)消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

2.重要な会計方針の変更

「該当なし」

3.採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設退職手当共済法(昭36法律第155号)に定める退職共済若しくは中小企業退職金共済制度

4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1)居宅拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7.担保に供している資産

「該当なし」

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	0	0	0
建物	19,301,523	6,321,453	12,980,070
構築物	660,477	434,812	225,665
車輛運搬具	708,085	708,084	1
器具及び備品	0	0	0
合計	20,670,085	7,464,349	13,205,736

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,603,450	0	2,603,450
未収金	0	0	0
合計	2,603,450	0	2,603,450

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」